

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	中央制御室換気系給気処理装置（A、B）のドレンラインが接続されているドレンファンネルより管理区域内の空気が吸い込まれ、中央制御室（非管理区域）に出ていることが認められたため、対応を検討	A	3月24日公表済 (PDF173 KB) 3月25日再審議にてグレード変更 B→A

その他：6件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	スチームドレン処理系配管の誤接続調査において、「残留熱除去系—残留熱除去海水系連絡配管のドレン配管における誤接続事象」に関する報告の不適合管理システムへの入力遅れが認められたため、対応検討	C	
2	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
3	5号機	残留熱除去系ポンプ（A系）の定例試験において、試験結果のデータシートに誤記が認められたため、対応検討	C	
4	5号機	タービン建屋換気空調系の同建屋2階フロア用冷却装置冷水ポンプ（A）の点検において、本体ケーシング接続部の締付け用ボルト及びナットに固着が認められたため、当該ボルト及びナットを交換	D	
5	5号機	廃棄物処理建屋操作室内の机上に設置されているページング装置に拡声不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
6	集中環境施設	工作機械設備建屋電気品室に設置されている480V所内動力電源盤のしゃ断器用昇降装置の点検において、内部機構（軸）の変形による昇降動作不良が認められたため、当該装置を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで